令和５年４月から助成対象を拡大

# 子どもの医療費助成を高校生世代まで拡大します

市では「とことん子育てにやさしいまちづくり」を目指して、中学３年生までを対象としていた医療費の助成を令和５年４月から**高校生世代まで拡大**します。

対象者には申請書を送付しています。詳しくは市ホームページまたはこども課へ問い合わせてください。

▶新たな助成対象者

**市内に住所を有する平成17年４月２日から平成20年４月１日生まれの人**

▶助成金額

１人１医療機関あたり、**自己負担額１日800円（月上限1,600円）を差し引いた金額**

※院外処方の「薬代」は、保険診療分でかかった全額を助成します（自己負担額なし）

▶助成対象となる医療費

医療機関などに支払った自己負担分のうち、国民健康保険および社会保険の適用となる医療費

※自費分（健康保険の適用外）は**助成対象外**です

（例）予防接種、健康診断料、検診料、薬の容器代、診断書などの文書料

詳しくはこちら➡
（市ホームページ）



▶問合せ先　こども課

令和５年４月から支給額が変わります

# 特別障害者手当・障害児福祉手当

特別障害者手当・障害児福祉手当を受けるには認定申請が必要です。

## ◇特別障害者手当

▶対象者

精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人

※次のいずれかに当てはまる場合は除きます

1. 施設に入所している
2. 病院・診療所に継続して３か月を超えて入院している

▶支給月額

２万7,980円（令和５年４月現在）

## ◇障害児福祉手当

▶対象者

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人

※施設に入所している場合は除きます

▶支給月額

１万5,220円（令和５年４月現在）

※どちらも、本人または扶養義務者の所得によって制限があります

※対象となる障害の程度など詳しくは問い合わせてください

▶問合せ先　福祉課

水道課からのお知らせ

# 水道使用量のお知らせ（検針票）が変わります

令和５年10月１日から導入されるインボイス制度の対応に伴うシステムの変更により、令和５年４月から水道使用量のお知らせ（検針票）の様式を変更します。記載内容にはほとんど変更はありません。

## 検針について

市内を奇数月検針地区と偶数月検針地区に分け、２か月に一度、１日～15日の間で委託事業者が水道メーターの検針を行います。

※お住まいの地域によって、検針票をお渡しする時期が異なります
＜奇数月検針地区＞
霊丘地区、白山地区、安中地区
＜偶数月検針地区＞
有明地区、三会地区、杉谷地区、森岳地区



▶問合せ先　水道課

旧




新



インボイス用登録番号

交通事故から市民を守る

# 交通指導員を募集しています

交通指導員は、市長の委嘱を受け、通学路の安全確保をはじめとした交通安全指導や子ども・高齢者に対する交通安全教育、その他交通安全の啓発活動を行っています。

特別な知識や経験は必要ありませんので、少しでも興味のある人は、お気軽にお問い合わせください。

### 交通指導員の主な任務

○通学する児童・生徒への安全指導
○交通安全運動期間中の街頭指導
○地域行事などへの出動　など



詳しくは市民協働課までお問い合わせを！



▶問合せ先　市民協働課

飼い犬の予防注射はお済みですか？

# 狂犬病予防注射「集合注射」を実施します

犬（生後 91 日以上）を飼っている人は、犬を市に登録し、毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせるよう法律で定められています。別表の日程で、登録および狂犬病予防注射を実施します。

➡案内ハガキが届いた人は、問診票を記入して当日ハガキを持参してください

※都合がつかない人は、最寄りの動物病院で接種させ、「注射済証」を環境課に持参してください

**▶手数料（1 頭あたり）**

①登録済みの人…3,350 円
（注射済票交付手数料 550 円を含む）

②新規登録の人…6,350 円
（注射済票交付手数料 550 円を含む）

**▶注意事項**

- 食欲・元気がない、妊娠・授乳・治療中の場合は、注射を受けさせる前に獣医師に申し出てください
- 注射当日は犬を制御できる人が連れてきてください。また、犬のフンは飼い主が責任を持って処理してください

**▶問合せ先**　環境課



| 期　日 | 会　場 | 時　間 |
|---|---|---|
| 4 月16 日㈰ | 市役所大手浜駐車場 | 10:00～11:50 |
| 4 月17 日㈪ | 長貫公民館 | 10:00～10:15 |
| | 三会農村環境改善センター | 10:40～11:20 |
| | 下折橋町集合避難施設 | 13:30 ～13:50 |
| | 杉谷公民館 | 14:10 ～14:30 |
| 4 月18 日㈫ | 市医師会看護学校 | 10:00 ～10:20 |
| | 霊丘公民館 | 10:40 ～10:50 |
| | 外港公園（下川尻公民館前） | 13:30 ～13:45 |
| | 白山公民館 | 14:00 ～14:30 |
| 4 月19 日㈬ | 第二中学校体育館横 | 10:00 ～10:20 |
| | 新湊町集合避難施設 | 10:40 ～11:00 |
| | 安中再生記念公園駐車場 | 13:30 ～13:45 |
| | 安中公民館 | 14:00 ～14:40 |
| 4 月20 日㈭ | 松尾駅前 | 10:00 ～10:30 |
| | 東小路公民館 | 10:50 ～11:10 |
| | 川内公民館 | 13:30 ～13:45 |
| | 戸切公民館 | 14:10 ～14:40 |
| 4 月21 日㈮ | 浜東公民館 | 10:00 ～10:15 |
| | 神木公民館 | 10:30 ～10:55 |
| | 城之尾公民館 | 11:15 ～11:45 |
| | 有明公民館 | 13:30 ～14:00 |

# 島原大変遭難者慰霊祭「中止」のお知らせ

島原大変遭難者諸霊のご冥福と、眉山の治山並びに島原市の繁栄を祈念して毎年 4 月に執り行われる「島原大変遭難者慰霊祭」は、昨年に引き続き、今年も中止となりました。

**▶問合せ先**　眉山治山祈念公苑保勝会事務局（☎ 62-2101）



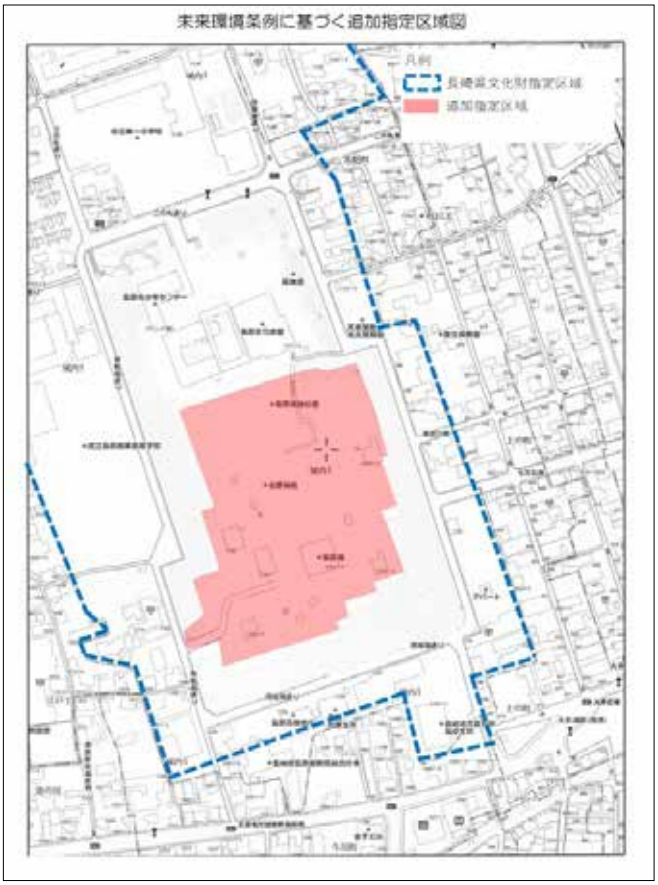
美しい文化遺産を未来に残すために

# 島原城跡がごみ投げ捨て・喫煙が禁止される地区に指定されました

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例による取り組みとして、島原城跡が新たに「ごみの投げ捨て等防止重点地区」および「喫煙禁止地区」、「自動販売機設置届出地区」に指定されました。

長崎県では、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを目的として、平成 20 年から県内 26 か所を「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」、「自動販売機設置届出地区」に指定しています。

対象地区は文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域となっており、今回の島原城跡の地区指定では、ごみの投げ捨てや公共の場所での喫煙が禁止されますので、市民皆さんのご理解とご協力をお願いします。




➡詳しくは県のホームページで確認してください
＜県ホームページ＞
https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/region-bylaw_ht/




## 指定地区で禁止行為を行うと罰則が適用されます

**①ごみの投げ捨て等禁止重点地区における違反**

ごみをみだりに捨てる行為は全県下で禁止されていますが、ごみの投げ捨て等防止重点地区でこれに違反した場合は、罰則（2,000 円の過料）が適用されます。

**②喫煙禁止地区における違反**

喫煙禁止地区では、道路や広場などの公共の場所（屋外に限る）での喫煙が禁止されます。これに違反した場合は罰則（2,000 円の過料）が適用されます。

**③自動販売機設置届出**

自動販売機設置届出地区において屋外に自動販売機を設置（更新など）しようとする者は、その内容を長崎県知事へ届け出る必要があります。また、設置する自動販売機は設置基準に適合するものでなければなりません。

▶問合せ先　長崎県資源循環推進課（☎ 095-895-2373）